

## 企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付 (第77回地域再生計画認定申請受付)における主な留意点について

本資料は、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付における主な留意点についてまとめたものです。

### 本認定回の留意点

- (1) 第77回認定回（以下「本認定回」という。）においては、全ての申請について事前相談が**必須**となります。
- (2) 認定申請にあたっては、以下の点にご留意ください。  
なお、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の改定内容等により申請区分が異なりますので、ご留意ください。

### 地方版総合戦略関係

○ 地方版総合戦略の改定を行う場合の注意点

第76回認定回において、次期地方版総合戦略の案を基に作成し認定申請を行った地域再生計画について、次期地方版総合戦略の確定に当たり、案段階から内容が変更となった場合であって、基本目標の施策分野が変更される等認定された地域再生計画の記載内容に変更が生じる場合は、本認定回で原則、変更認定申請を行ってください。

### 申請区分

① 認定予定日（令和8年8月末）以降を終期とする企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けており、その計画期間中に地方版総合戦略の改訂等を行う場合

ア. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」のどちらかに**僅かでも**変更が生じる場合は、**新規認定申請**と**変更認定申請**の**両方**の申請を行ってください。

その際、変更認定申請の計画期間の終期を「令和8年（2026年）5月に申請した地域再生計画の認定の日まで」と記載し、新規認定申請の計画期間の始期を「地域再生計画の認定の日から」と記載してください。

※なお、変更認定申請は改訂前の地方版総合戦略を基に作成してください。

イ. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」のどちらにも「**一切の変更がない**」場合は**変更認定申請**を行ってください。

※なお、地方版総合戦略の改訂等を行ったが、認定済みの地域再生計画の記載内容に変更が生じない場合は、申請手続き等は**不要**です。

② 過去に企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けていない又は過去に認定を受けていたが認定予定日（令和8年（2026年）8月末）時点で計画期間が終了している場合

・ **新規認定申請**を行ってください。

### 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）との連携

企業版ふるさと納税と地域雇用開発助成金の連携を申請するにあたっては、当該支援措置を所管する厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（03-3593-2580）への事前確認が必要です。詳細は、別添1\_地域再生計画・支援措置一覧をご確認ください。

### その他（地域未来交付金との関連）

地域未来交付金の活用を検討している場合は、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画とは別に認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

なお、企業版ふるさと納税と地域未来交付金を同一の地域再生計画に併記することはできません。必ずそれぞれの支援措置ごとに認定申請を行ってください。

詳細については、別途発出される交付金に係る事務連絡をご確認ください。